

亘理町監査委員告示第2号

地方自治法第199条第9項の規定により財政援助団体監査の結果を次のとおり公表する。

令和元年6月18日

亘理町監査委員 澤 井 俊 一

亘理町監査委員 安 藤 美重子

記

1 監査実施月日

令和元年5月27日（月）～31日（金）の5日間

2 監査の対象

平成30年度における財政援助団体（町が財政援助を行っている団体）の中から団体を抽出し、次のとおり監査を実施した。

(1) 逢隈保育園 1件

私立保育園等運営事業費補助金

(保育園運営事業、延長保育事業、一時預かり事業、特定保育事業、障害児保育事業、地域活動事業)

(2) 保育園フレンド 1件

私立保育園等運営事業費補助金

(保育園運営事業、地域活動事業)

(3) 家庭保育よちよち 1件

私立保育園等運営事業費補助金

(保育園運営事業)

(4) みやぎ亘理農業協同組合 1件

東日本大震災農業生産対策交付金事業補助金

(5) 亘理町航空防除推進協議会 1件

亘理町航空防除推進協議会事業費補助金

(6) 亘理地区まちづくり協議会 1件

まちづくり協議会支援業務委託料

(7) 逢隈地区まちづくり協議会 1件

まちづくり協議会支援業務委託料

3 監査の目的

財政援助団体の出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、財政援助団体に対する所管課の指導監督が適正に行われているかに留意して実施した。

4 監査の方法

監査対象団体より事前に提出を求めた資料に基づき、財政援助団体の代表者等から補助金等に係る事務事業の執行状況等について説明を求め質疑等を行い、監査を実施した。

5 監査の結果

上記財政援助団体の予算の執行及び事務処理については、おおむね適正に処理されており、事業は、目的・計画に基づいて執行されていると認められた。

社会福祉法人宮城県福祉事業協会 逢隈保育園

第1 監査の概要

1 監査の対象

社会福祉法人宮城県福祉事業協会逢隈保育園の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

(1) 私立保育園等運営事業費補助金

① 保育園運営事業	1, 427, 200円
② 延長保育事業	1, 342, 000円
③ 一時預かり事業	1, 680, 000円
④ 特定保育事業	1, 430, 000円
⑤ 障害児保育事業	4, 968, 000円
⑥ 地域活動事業	242, 500円

2 監査の実施日

令和元年5月27日（月）午後1時30分から午後3時10分まで

3 実施した監査手続

社会福祉法人宮城県福祉事業協会逢隈保育園の上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、子ども未来課から提出された資料と施設より提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 事業の概要

(1) 児童福祉の増進を図るため、町以外が運営する保育所のうち児童福祉法に基づく認可を受けた保育所及び家庭的保育事業等を行う者が実施する保育事業に要する経費に対し、予算の範囲内で亘理町私立保育園等運営事業費補助金を交付するもの。

- ① 私立保育園における保育の充実と児童福祉の増進を図るための運営費加算事業。
- ② 勤務形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育園等の通常開園時間を超えた保育を行う事業。
- ③ 保護者の育児休息並びに保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的に止むを得ない事由により、緊急かつ一時的に家庭保育が困難となる児童に対する保育サービス事業。
- ④ 保護者の就労形態等により、原則として平均週3日を限度として断続的に家庭保育が困難となる児童に対する保育サービス事業。

- ⑤ 心身に障害を有する幼児を受入れ、一般の幼児とともに集団保育することにより、障害児の機能の伸長と健全な社会性の成長発達を促進し、一般児が幼児期から障害者に対する理解を深め相互協力の精神を養い、障害児の福祉増進を図る事業。
- ⑥ 地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援サービスの提供等を行うための事業。

2 監査の結果

社会福祉法人宮城県福祉事業協会逢隈保育園の上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

保育園フレンド

第1 監査の概要

1 監査の対象

保育園フレンドの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

(1) 私立保育園等運営事業費補助金

① 保育園運営事業	504,000円
② 地域活動事業	55,000円

2 監査の実施日

令和元年5月30日（木）午前9時30分から午前11時00分まで

3 実施した監査手続

保育園フレンドの上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、子ども未来課から提出された資料と施設より提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 事業の概要

(1) 児童福祉の増進を図るため、町以外が運営する保育所のうち児童福祉法に基づく認可を受けた保育所及び家庭的保育事業等を行う者が実施する保育事業に要する経費に対し、予算の範囲内で亘理町私立保育園等運営事業費補助金を交付するもの。

- ① 私立保育園における保育の充実と児童福祉の増進を図るための運営費加算事業。
- ② 地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援サービスの提供等を行うための事業。

2 監査の結果

保育園フレンドの上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

家庭保育よちよち

第1 監査の概要

1 監査の対象

家庭保育よちよちの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

(1) 私立保育園等運営事業費補助金

① 保育園運営事業

120,000円

2 監査の実施日

令和元年5月31日（金）午前9時30分から午前10時10分まで

3 実施した監査手続

家庭保育よちよちの上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、子ども未来課から提出された資料と施設より提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 事業の概要

- (1) 児童福祉の増進を図るため、町以外が運営する保育所のうち児童福祉法に基づく認可を受けた保育所及び家庭的保育事業等を行う者が実施する保育事業に要する経費に対し、予算の範囲内で亘理町私立保育園等運営事業費補助金を交付するもの。
- ① 私立保育園における保育の充実と児童福祉の増進を図るための運営費加算事業。

2 監査の結果

家庭保育よちよちの上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

みやぎ亘理農業協同組合

第1 監査の概要

1 監査の対象

みやぎ亘理農業協同組合の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

(1) 東日本大震災農業生産対策交付金事業補助金 696,000円

2 監査の実施日

令和元年5月28日(火) 午前9時35分から午前9時50分まで

3 実施した監査手続

みやぎ亘理農業協同組合の上記委託料に係る出納その他の事務の執行について、農林水産課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 事業の概要

放射性物質汚染対処特措法による汚染状況重点調査地域に指定されており、平成24年度の宮城県の土壌調査において、放射性セシウムが1キログラム当たり最大で840ベクレル検出されていることから、放射性セシウムの吸収を抑制し、より安全・安心な農産物の生産を図るべく、カリウム肥料の散布及び散布効果の検証(放射性物質分析)を実施するもの。

2 監査の結果

みやぎ亘理農業協同組合の上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

亘理町航空防除推進協議会

第1 監査の概要

1 監査の対象

亘理町航空防除推進協議会の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

(1) 亘理町航空防除推進協議会事業費補助金 2,060,000円

2 監査の実施日

令和元年5月28日(火) 午前9時50分から午前10時28分まで

3 実施した監査手続

亘理町航空防除推進協議会の上記委託料に係る出納その他の事務の執行について、農林水産課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 事業の概要

水稻病害(カメムシ類)の適正防除を、無人ヘリ及び地上散布にて町内一斉に実施し、米の安定生産と品質向上を図る。

2 監査の結果

亘理町航空防除推進協議会の上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

亘理地区まちづくり協議会

第1 監査の概要

1 監査の対象

亘理地区まちづくり協議会の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

(1) まちづくり協議会支援業務委託料 10,219,000円

2 監査の実施日

平成31年5月29日(水) 午前9時30分から午前10時39分まで

3 実施した監査手続

亘理地区まちづくり協議会の上記委託料に係る出納その他の事務の執行について、企画財政課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 事業の概要

まちづくりの基本理念に基づき、町の歴史や自然を大切にしながら、健康で心豊かな住みよいまちづくりの推進のため、協働のまちづくりに対する町民の意識啓発やその手法の普及啓発と支援を行うとともに、亘理町まちづくり基本条例の普及と、条例に基づく協働のまちづくりの支援を行うことにより、協働のまちづくりの一層の推進を図る。亘理地区の住民相互の交流と活動を通して連帯感を高め、生活環境の保持・改善に務め、地域文化と福祉向上に資するため、地区住民と行政の相互信頼と自主性尊重のもとで、協働による潤いと活力あるまちづくりを主体的に推進している。

2 監査の結果

亘理地区まちづくり協議会の上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

逢隈地区まちづくり協議会

第1 監査の概要

1 監査の対象

逢隈地区まちづくり協議会の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

(1) まちづくり協議会支援業務委託料 11,740,000円

2 監査の実施日

令和元年5月29日（水）午後1時25分から午後2時47分まで

3 実施した監査手続

逢隈地区まちづくり協議会の上記委託料に係る出納その他の事務の執行について、企画財政課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 事業の概要

まちづくりの基本理念に基づき、町の歴史や自然を大切にしながら、健康で心豊かな住みよいまちづくりの推進のため、協働のまちづくりに対する町民の意識啓発やその手法の普及啓発と支援を行うとともに、亘理町まちづくり基本条例の普及と、条例に基づく協働のまちづくりの支援を行うことにより、協働のまちづくりの一層の推進を図る。逢隈地区の住民相互の交流と活動を通して連帯感を高め、生活環境の保持・改善に務め、地域文化と福祉向上に資するため、地区住民と行政の相互信頼と自主性尊重のもとで、協働による潤いと活力あるまちづくりを主体的に推進している。

2 監査の結果

逢隈地区まちづくり協議会の上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に処理されているものと認められた。